

第 2 章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

独自評価視点：グランドデザインと対応したシステムとなっているか

【内部質保証の方針】

本学は、高等教育機関として多様化する社会の負託にこたえるため、建学の理念のもと、人物養成上の目的の達成を目指している。本学では、内部質保証の基本的な考え方を「人物養成上の目的を達成するために、自己点検・評価を実施し、その結果に基づき改善活動に取り組み、教育研究が適切な水準にあることを自ら証明する恒常的・継続的プロセス」として、これを全学的に推進し、内部質保証の取組を社会に公開していくこととしている（資料 2-1）。また、大谷大学学則第 2 条及び大谷大学大学院学則第 2 条では「目的及び使命の達成並びにその教育研究水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」（資料 1-3 第 2 条・資料 1-4 第 2 条）と定めている。

本学では、2014 年に策定した各種方針（資料 2-2）に基づきながら、2019 年度までの内部質保証の方針を「本学は、建学の理念の実現のため 3 つの方針に基づいた教育活動を展開し、教育の質の向上をめざす。そのために適正な教員組織を編成し、教職員の資質の向上を図り、学生支援の充実を図る。また、教育研究活動の促進に必要な環境を整え、社会に貢献できる開かれた大学として永続するよう、経営基盤の整備に対し不断の努力を行う」（資料 2-3）としてきた。この方針は、本学における卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）の設定の根幹に関わるものであった。しかし、2019 年度までの方針の場合、本学における内部質保証の定義や具体的な取組が見えにくいことが課題であった。そこで、2020 年度から、本学における内部質保証の定義をより明確にした上で、内部質保証の推進組織やその活動内容を記した方針に改定した。

本学では、上述の方針に基づいて自己点検・評価を行い、内部質保証の PDCA サイクルを回している。自己点検・評価は、大学基準協会の大学基準による評価項目に基づきながら、第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012－2021）」（以下、「グランドデザイン」）

及び単年度の事業計画等で掲げた目標達成状況も観点に含めて行っている。その内容をもとに「自己点検・評価報告書」を作成し、学内で共有しながら現状の問題点や課題を把握し、改善計画を立案、推進することで、教育研究水準の向上を図っている。この自己点検・評価報告書は、大学 Web サイトで公表し、社会に対してもその取組を公開している（資料 2-4【ウェブ】）。

なお、グランドデザインで掲げた各部門の方針（教育、学生支援、研究、社会貢献、管理運営）は大学基準協会の設定した大学基準に準拠した上で策定している。そのため、大学基準に基づく自己点検・評価を行うことで、グランドデザインの推進状況に関する評価も同時に行うことが可能となっている。

【手続（組織の役割分担等）】

図 1 は、本学における内部質保証システムの手続を概念化してまとめた図である。

本学では、大学運営会議（点検・評価項目②参照）が主体となって全学的な内部質保証を推進している。大学運営会議の役割は、内部質保証の推進に責任を負い、大学全体の自己点検・評価を通して、大学の教育活動の改善・向上に必要な方策の策定と支援策を講じることである（資料 2-1）。

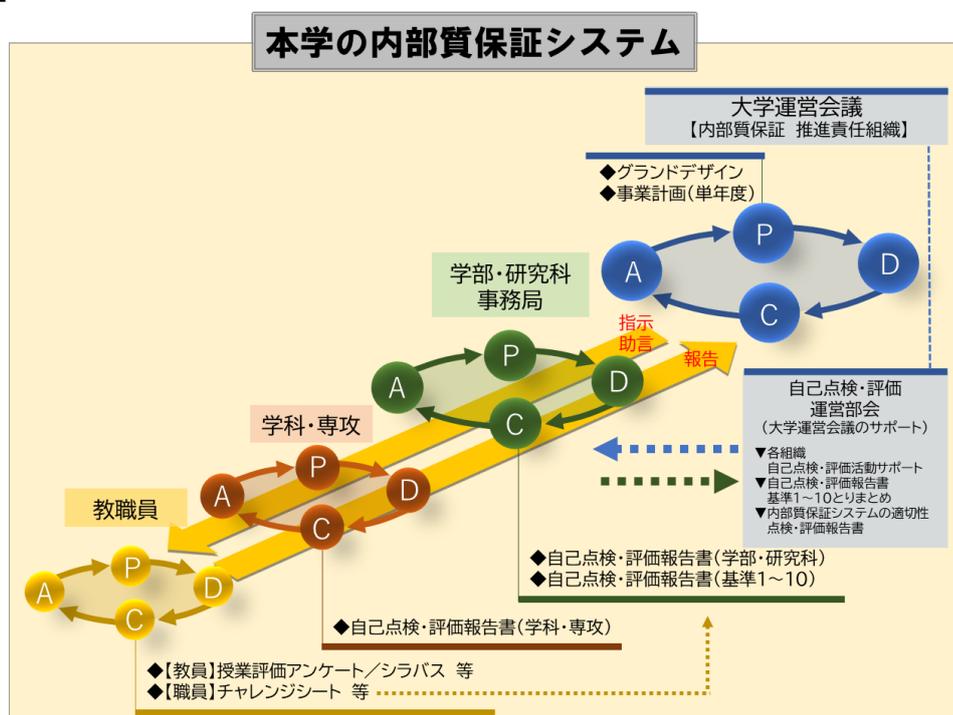


図 1 大谷大学における内部質保証システム概念図

具体的には、自己点検・評価に関わる事項の審議、内部質保証に関わる事項の審議、その他必要な事項に関わる審議を行っている。自己点検・評価に関わる事項としては、計画の決定及び推進、自己点検・評価結果の検証及び総括、自己点検・評価報告書の公表である。内部質保証に関わる事項としては、内部質保証のための方針・手続の策定、内部質保証システムの適切性の点検・評価、自己点検・評価結果に基づく改善の指示及びその検証である。また、その他必要な事項としては、外部評価結果の検証、認証評価の受審及び評価結果への対応である。自己点検・評価の結果として改善が必要な事項がある場合は、大学運営会議で改善に向けた方針を検討の上、該当する組織に改善・検討指示、助言を行う。そのうち改善指示を受けた組織は、大学運営会議が定める期間内に改善状況の報告を行う。

本学では、大学運営会議における内部質保証の推進を補佐するための組織として、「自己点検・評価運営部会」を設置している。その役割は、自己点検・評価の計画の策定、組織等が作成した自己点検・評価報告書のまとめ、外部評価の実施等である。

本学の自己点検・評価活動は、大学基準協会の定める 10 の基準に基づいて、該当する委員会又は事務局、学部・研究科等の自己点検・評価結果を集約した上で、全学的な自己点検・評価を行っている。なお、基準ごとに点検・評価を担当する組織を示した組織図を資料 2-4【ウェブ】に示している。例えば、学部・研究科、及び、学科・専攻の自己点検・評価は、基準 4 の「教育課程・学習成果」を中心として行われる。詳細は点検・評価項目③で後述するが、基準 4 の自己点検・評価は学科・専攻→学部・研究科→全体という形で、最終的にまとめられる。大学運営会議では、その報告を受けて審議し、必要に応じて学部、学部教育全体を集約する教育推進室、又は研究科、大学院教育全体を集約する大学院運営委員会に改善・検討指示、助言を出すこととなる。この一連の自己点検・評価活動を経て全学科・専攻に共通する改善事項があった場合は、各学科・専攻の代表者で構成される学科主任会議・大学院運営委員会を通じて共有し、各学科・専攻で改善に向けた取組を行う。

教育活動を支える他の基準についても、それぞれ中心となる委員会又は事務局において自己点検・評価を行い、各組織から成果や課題に関して報告を受けた大学運営会議が必要に応じて改善・検討指示、助言を出すという手続である。なお、学生の受け入れや学生支援、教員・教員組織などの基準については、学部や研究科においても点検・評価を行い、結果を大学運営会議に報告している。大学運営会議では、その報告を受けて全学的な点検・評価を行うこととなる。各基準の点検・評価及び改善のプロセスは、実際に自己点検・評価活動に関わるそれぞれの委員会や関係者が策定し、大学運営会議で決定している。

このように本学では、学科・専攻レベルで行った自己点検・評価活動をもとに学部・研究科レベルでの自己点検・評価活動を行い、その上で全学レベルの自己点検・評価を行っている。学科・専攻では、それぞれの教育目標に照らし合わせて自己点検・評価を行い、現状や問題点を把握した上で、カリキュラム編成などの教育内容の充実を図っている。学部・研究科では、各学科・専攻の自己点検・評価結果をもとに、学部や研究科の教育目標に照らし合わせた自己点検・評価を行っている。最終的に、これらの自己点検・評価活動を経た上で、本学の全学的な自己点検・評価活動を行う。なお、上述の自己点検・評価活動を経た上で、大学運営会議で特に重要な改善事項とされたものは、改善に向けた方針の検討及び該当する組織への改善指示を行い、大学運営会議が定める期間内に改善報告を求めることとなっている。大学運営会議、自己点検・評価運営部会に関わる規程に関しては、点検・評価項目②で後述する。

一連の自己点検・評価活動の客観性を担保し、本学の内部質保証システムの適切性を向上させるために、前述した外部評価を 2019 年度から実施している（資料 2-5）。加えて、データ収集と分析を行うインスティテューショナル・リサーチ室（以下、「IR 室」）を 2020 年度に設置した。IR 室の目的は、学生に関する諸情報を収集及び統合し、分析と活用を推進することにより、教育改善に資することにある（資料 2-6 第 2 条）。2019 年度までは、内部質保証委員会（旧内部質保証推進責任組織）の下に立ち上げられた作業部会が学生の授業評価アンケートや満足度アンケート、及び卒業生アンケートを実施し、集計結果の分析を行っていた。IR 室は、この作業部会の役割を発展させたものである。IR 室設置の経緯に関しては点検・評価項目⑤で後述する。

【方針及び手続の明示】

本学の内部質保証を含む各種方針は、定期的に全体版を学内周知し、内容に変更が生じた方針はその説明を行っている。この周知方法に則り、2021 年度は、教授会・部課長会議・助教連絡会で各種方針の全体版を説明し、共有を行った（資料 2-7）。

手続を含む内部質保証に関わる取組内容は、学内グループウェアの掲示板で配信して学内者に明示している。加えて、自己点検・評価活動に深く関わる学科主任・大学院運営委員には自己点検・評価活動の説明会を行い、本学における内部質保証システムとその手続を説明している。特に、2020 年度には、全教職員対象（事務職員はオンデマンド配信）の SD 研修会として自己点検・評価活動の説明会を実施し、内部質保証システムとその手続について、教職員に説明を行って周知した（資料 2-8）。

これらの内部質保証に関する方針及び手続は、教職員・学生等の学内者だけでなく学外者も閲覧できるように、大学 Web サイトで公表している（資料 2-9【ウェブ】、資料 2-10【ウェブ】）。

【有効性や適切性の判断】

以上が、2021 年度の本学の現状である。本学の内部質保証のための取組は、2019 年度から実施した外部評価も含めて、様々な改善を行ってきた。内部質保証に関する方針や手続は、本学の規模や状況にあったものとなるよう調整しており、現時点では全学的な体制で適切な PDCA サイクルを回すことができていると自負している。また、本学の内部質保証に関わる取組は大学 Web サイトで公表し、方針や手続として整備するだけでなく、説明会や研修を通して教職員に明示している。本学における内部質保証の明確な意識づけは、この現状に甘んじることなく継続して教職員に行う必要があるだろう。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

【過去からの経緯】

本学は、大学設置基準の大綱化にあわせて自己点検・評価の実施を 1992 年に学則で定め、これに基づき 1997 年に「自己点検・評価委員会」を組織した。2003 年 11 月には自己点検・評価規程を制定し、自己点検・評価委員会が中心となって継続的に自己点検・評価活動を行ってきた。その組織は、学監・副学長を委員長とし、自己点検・評価活動推進担当者として任命した学長補佐、教授会や各種委員会から任命した教員と各事務局の事務部長で構成していた。その役割は、大学執行部が責任を持って行う教育等の諸活動について、学内者でありながらも第 3 者的な視点で学部・研究科・事務局から提出された自己点検・評価報告書を評価することであった。

しかし、教育改善に向けた取組に責任を持って内部質保証を更に推進するため、自己点検・評価委員会の在り方を精査し、自己点検・評価規程を一部改正の上、2018 年度以降は自己点検・評価委員会に代えて、大学執行部及び担当の学長補佐をメンバーとする「内部

質保証委員会」を設置した。これにより、内部質保証推進の責任は大学執行部（大学運営を担う「大学運営会議」構成員）にあると明確にすることで、改善・向上の取組を効率的に行うことができるようにした。

この改善により、問題の把握から改善策の実行までをスムーズに実施できる体制となったが、2019年度の外部評価により、内部質保証推進の責任組織である「内部質保証委員会」と大学運営の責任組織である「大学運営会議」の構成員が同じであるため、関係性が不明確にみえるという指摘を受けた。そこで、2020年3月に内部質保証委員会を廃止する一方、学長会及び大学運営会議規程における大学運営会議の役割に内部質保証に関する事項を明示し、大学運営会議が内部質保証の推進に責任を負う組織となるよう変更した。その結果、2020年度の外部評価では、シンプルで機動力があり、改善・向上に向けた全学的な取組が可能な体制であるという評価を得た。

【現在の体制】

本学における自己点検・評価を含む内部質保証の推進に関する体制は、自己点検・評価規程に定めており（資料 2-11）、2020年度からは「大学運営会議」が全学的な内部質保証の推進に責任を負っている（資料 2-11 第 2 条第 1 項、資料 2-12 第 7 条第 1 項第 3 号）。

一般的な大学における自己点検・評価委員会や内部質保証委員会は、自己点検・評価の客観性を保つために、大学の運営に関わる執行部とは別に組織されることが多い。このようなあり方は、大規模で学部の独立性が事務レベルでも高い大学においては有効であるが、本学のような中小規模大学は全学的な方針の決定と取組の推進が容易であるため、別組織とすることはむしろ非効率である。そこで、本学では意思決定機関である大学運営会議を内部質保証に責任を負う組織とすることで、内部質保証をより効率的に推進している。

この大学運営会議は、学長、学監・副学長、学監・事務局長、教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長、学生部長、入学センター長、各学部長、大学院文学研究科長（以下、「研究科長」）、各事務部長で組織される（資料 2-12 第 6 条）。このように、各学部長・研究科長・各事務部長といった教育活動の責任者が構成員であることから、教育活動の点検・評価、改善・向上に向けた対策策定から推進までを効率的に行うことができる。

内部質保証における大学運営会議の役割は、点検・評価項目①で示したように自己点検・評価や外部評価、認証評価の結果を受けて、必要に応じて各組織へ改善・検討の指示や助言を行い、改善・向上に向けた取組の進捗確認や支援を行うことである。あわせて、大学運営会議は大学の業務に関わる意思決定機関であるため、全学的な観点から現状を把握した上で、問題点や課題の改善を図ることが可能となっている（第 10 章第 1 節「大学運営」点検・評価項目②参照）。

なお、学監・副学長を部会長とし、学長補佐と各事務部長を構成員として組織される「自己点検・評価運営部会」は、大学運営会議の内部質保証活動を補佐しており（資料 2-11 第 6 条）、その役割も規程に定めている（資料 2-11 第 7 条）。さらに、内部質保証を推進するにあたり、2020年度に設置した IR 室からの様々なデータを活用しながら評価や質向上に取り組み、その役割と構成員も規程に定めている（資料 2-6）。

また、本学では COVID-19 の感染拡大に対処するため、大谷大学危機管理規程に則り、

危機対策本部を設置している。そこでは、2020年2月から刻々と変化する状況に対処すべく随時会議を開き、情報を共有・発信する一方、感染拡大抑止対策を検討して対応を進めた。規程上では、COVID-19への対応は危機レベル2（緊急時）に相当し、通常であれば危機対策本部の設置はしないが、関係省庁からの情報発信等により種々対応を迫られることが明らかであったため、本部長である学長が危機レベル3（非常事態）と判断して危機対策本部を設置した（資料2-13 第5条）。その構成員は、より手厚く対応ができるよう大学運営会議構成員全員に拡大して運用している（資料2-13 第10条）。こうした体制をとることで、内部質保証の観点から見ても、本学におけるCOVID-19への組織的な対応を検証することが可能となっている。

【有効性や適切性の判断】

以上、本学の内部質保証システムは、大学運営会議の責任の下で推進しており、様々な問題に対して迅速に全学的な対応をする体制として十分に整備・運営できているといえる。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指導事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学は、建学の理念「仏教精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献する」のもと、学則の目的（資料1-3 第1条、資料1-4 第1条）や教育目標（人物養成上の目的）（資料1-3 第3条第2項、資料1-4 第5条第3項）を定めており、3つのポリシーを策定する際の指標としている（建学の理念・目的の設定に関しては、第1章「理念・目的」点検・評価項目①参照）。

各学部・研究科は、この目的や教育目標に基づきながら、卒業認定・学位授与の方針（DP）として卒業時に身につけておくべき能力を定めている（資料2-9【ウェブ】）。教育課程編成・実施の方針（CP）は、卒業認定・学位授与の方針（DP）で定められた能力を身につけるために必要なカリキュラムの編成と、適切な授業方法の設定について定めている（資料2-9【ウェブ】）。入学者受入れの方針（AP）については、卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）に基づきながら、受験生に求める人物像を入試制度

ごとに具体的に示している（資料 2-9【ウェブ】）。

本学では、上述の 3 つのポリシーに基づいた教育活動を展開し、教育の質が向上しているかを検証するため、内部質保証に関する方針及び手続に基づいて毎年度、学科・専攻レベル、学部・研究科レベル、全学レベルの 3 つの複層的なレベルで自己点検・評価活動を実施している。各学部及び研究科は、それぞれの教育課程の編成、専門教育の学習成果、学生支援に関わる内容に関して自己点検・評価を行い、その結果を報告書として内部質保証の責任組織である大学運営会議に提出している。この自己点検・評価は、大学運営会議の指示で、各学部長・研究科長の責任において実施している（資料 2-14）。

各学科・専攻に対しては、各学部長・研究科長から自己点検・評価活動の結果を報告書として作成するように指示している（資料 2-15）。なお、教育学部は、2019 年度から教育学部の「初等教育コース」と「幼児教育コース」のそれぞれで自己点検・評価報告書を作成することとした（資料 2-16・資料 2-17）。これらのコースは同じ学科であっても、それぞれのコースで教育課程が大きく異なるため、きめ細かい改善・向上の取組を目指すためには、それぞれで自己点検・評価活動が必要と判断して実施している。各学部長は、学科から提出された報告書を取りまとめ、各学部の自己点検・評価を行い、その結果を報告書（資料 2-18-1～2-18-4）として大学運営会議に提出した上で報告している。研究科においても同様に、研究科長が各専攻から提出された報告書を取りまとめ、研究科の自己点検・評価を行い、その結果を報告書として提出した上で報告している（資料 2-18-5）。

基準 4「教育課程・学習成果」は、教育・学生支援担当副学長（文学部長兼務）の責任で、各学部・研究科の報告書をもとに大学全体としての自己点検・評価を行う。これらの手順を経て、大学運営会議で当該年度の現状や課題を把握・共有し、大学全体の自己点検・評価報告書として公表している。2019 年度からは、大学運営会議（2019 年度のみ内部質保証委員会）で毎年 3 月末に学部・研究科、全基準の点検・評価結果をもとにした報告会を行い（資料 2-19-1）、現状や課題を共有した上で、全学的な視点で点検・評価を行い、最終的な点検・評価結果を基準ごとの報告書として、翌年度 7 月に大学 Web サイトで公表している（資料 2-4【ウェブ】）。なお、2019 年度末の報告会の時点で COVID-19 の感染拡大が広まっていたため、報告時間の短縮やマスクの着用、定期的な換気などの対策を講じた上で、対面で実施した。2020 年度も同様に、ソーシャルディスタンスの確保などの基本的な感染拡大防止対策を講じた上で実施した（資料 2-19-2）。2021 年度も COVID-19 の感染対策は同じであるが、大学基準協会の認証評価受審スケジュールの影響から 2022 年 2 月 16 日に報告会を開催し（資料 2-19-3）、最終的な点検・評価結果は 2022 年度に公表する予定である。

大学全体の自己点検・評価報告書では、学科・専攻、学部・研究科の各レベルの報告書で把握した問題点に対する改善案を記載している。したがって、各学部・研究科の改善の取組は各学科の現状を踏まえた改善の取組であることを意味する。さらに、各学部長・研究科長は大学運営会議のメンバーであるため、大学全体での内部質保証の推進の取組として適切な措置を迅速に講じることが可能となっている。このように本学における内部質保証は各学部・研究科の教学マネジメントを確認した上で、全学的な教学マネジメントの確認を行っている。

事務局においては、学園事業計画書を毎年度作成し、評議員会・理事会に提出している

(資料 1-16)。さらに事業計画に対する取組の進捗状況は、法人監事による期中監査を実施し、年度終了時には事業報告書として評議員会・理事会に提出する(資料 2-20)。これらは、主にグランドデザイン(第1章「理念・目的」点検・評価項目③参照)に関わる計画とその進捗状況を確認するものであるが、その中には基準ごとの自己点検・評価に関わる事業も含まれる。そのため、各事務局は事業計画に対する対応状況も踏まえて、基準ごとの自己点検・評価報告書を作成している。

本学における内部質保証システムの客観性と妥当性は、次のとおり複数の観点で検証している。内部質保証システムが有効に機能しているかは、自己点検・評価運営部会で点検・評価し、その結果を内部質保証システムの適切性の点検・評価報告書(資料 2-21)として大学運営会議に提出した上で報告している。大学運営会議では、その報告をもとに適切性や有効性を検証・審議している。また、外部評価を学外の委員に依頼し、実施することで、内部質保証システムの客観性と妥当性を確保している(資料 2-22【ウェブ】)。これらの検証を経た上で、大学基準協会による 2022 年度の大学評価受審に向け、内部質保証システムの改善を行っている。

内部質保証の推進には、認証評価機関等の学外からの指摘に関して適切に対応することも含まれる。本学では、2015 年度大学評価受審時における大学基準協会からの指摘事項を真摯に受け止め、現状の内部質保証システムに整備し、その成果に関しては、2019 年度に改善報告書として大学基準協会に提出し(資料 2-23【ウェブ】)、再度の改善経過報告は求められていない(資料 2-24【ウェブ】)。また、2018 年度に社会学部と教育学部を設置し、2021 年度に国際学部を設置したが、その設置に関わる設置届出書及び設置計画履行状況報告書は大学 Web サイトでそれぞれ公表している(資料 2-25【ウェブ】、資料 2-26【ウェブ】、資料 2-27【ウェブ】、基礎要件確認シート 3)。

通常(point検・評価活動に加え、本学では危機対策本部での協議結果に基づき、COVID-19 に対する対応も状況に伴い柔軟に対応している。2020 年度前期に関しては、全国への緊急事態宣言も出たことから、原則オンライン授業としたが、国や京都府から示されるガイドライン等に基づき、COVID-19 感染拡大防止対策の徹底を前提に、対面授業への緩和を段階的に実施していくこととした。まず、2020 年 6 月 29 日より一部授業での対面授業を再開するにあたり、COVID-19 に対する行動指針を定めた(資料 2-28)。また、対面授業を再開するにあたり、2020 年 7 月 1 日には、感染、及び濃厚接触者と判明した場合の初動対応を決め、教職員、及び学生に通達し、2020 年 8 月 4 日には一部改訂した(資料 2-29)。

本学におけるオンライン授業が学生の学修に与える影響を調べるため、前期の授業に対する学生の状況調査を行うことで、オンライン授業における学生の主観的な学習効果も調査している。その結果、オンライン授業においてもある程度の学習効果が得られているが、対面授業の方がより教育効果が高かったことから(資料 2-30【ウェブ】)、後期の授業をできる限り対面形式で行うこととした。感染対策としては、教室における学生間の距離の確保、授業後の消毒の実施、カードリーダーによる入退構時のチェック、入構時の検温等を徹底してきた。2021 年度も引き続いてこうした対応を行い、国内の COVID-19 感染者の減少から、2021 年 9 月より、本学における感染拡大に対する行動指針を第 2 版に改定し、現在は行動指針のレベル 2 として対面授業の継続を行っている(資料 2-31【ウェブ】)。さらに、職員による学内食堂・教室棟の巡回や教員による啓発アナウンスを実施し「密集・密接回

避」「黙食の徹底」の啓発活動を適宜行っている。本学の学生の感染は皆無ではないが、授業や課外活動を起因とする感染は幸いにも 2022 年 1 月の段階では報告されていない。今後も感染状況に鑑みつつ、学生の安全を確保した上で、本学の質を保証していける体制としていきたい。

【有効性や適切性の判断】

現状の内部質保証システムの有効性に関しては、定期的な検証により有効に機能している。ただし、本学における内部質保証を更に推進するため、今後も継続的な検証は必要である。

点検・評価項目④ : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1 : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点 2 : 公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点 3 : 公表する情報の適切な更新

本学では社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて教育情報を大学 Web サイトで公表している。教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況は、「教育情報の公表」ページとして公表し（資料 2-32【ウェブ】、基礎要件確認シート 5）、各年度の自己点検・評価活動についても同様に「自己点検・評価」ページで公表している（資料 2-4【ウェブ】、基礎要件確認シート 4）。なお毎年度変化する情報は各年度更新し、毎年度変化しない情報は、変化の生じた段階で適宜更新している。

公表する全ての情報は、大学運営会議での議を経て審議しているため、その信頼性や正確性は十分に確保できている。また、2019 年度から実施している外部評価においては、自己点検・評価結果の公表に関する問題点の指摘は受けていない（資料 2-22【ウェブ】）。財務情報に関しては公認会計士による監査を受け、その結果を大学 Web サイト上に公表し（資料 2-33【ウェブ】、基礎要件確認シート 6）、教育に関わる情報は定期的な外部評価を経たものである（第 4 章「教育課程・学習成果」参照）。

上記の情報に加え、本学ではこれまでの COVID-19 に対する対策を、「【まとめ】新型コロナウイルス感染症対策」として大学 Web サイト上で公表している（資料 2-31【ウェブ】）。この大学 Web ページでは、COVID-19 感染拡大に対する本学の指針、本学での感染状況、在学生、受験生、教職員への各種連絡事項の内容について掲載している。これにより、本学では COVID-19 の対策状況を適切に公表することで、社会に対する説明責任も果たしているといえる。

本学では、社会に対する情報発信の方法に関しても検討し、改善を行っている。これまで大学 Web サイトは PC で見ることを前提としており、スマートフォンへの対応は一部のページに限定されていたため、スマートフォンの画面で閲覧する場合、視認性が高いとは言えなかった。2021 年度には利用者が求める情報にスムーズにアクセスでき、同一ページ

内又は関連ページへ自由に回遊できるページ構成へとリニューアルした。あわせて全ページのスマートフォン対応も行っている。これらにより、情報の得やすさや見やすさ、理解のしやすさなど、大学 Web サイト利用者への配慮を行っている。

【有効性や適切性の判断】

以上、本学で公表する情報の妥当性は学校教育法に基づいており、公開する情報の範囲においては問題なく、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

点検・評価項目⑤ : 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1 : 全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
 評価の視点2 : 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
 評価の視点3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上
 独自評価視点 : 2020 年度までの問題点・課題が改善できているか

本学では、内部質保証推進責任組織である大学運営会議のもと大学基準協会が定める基準 1～10 までの項目に基づく全学的な点検・評価活動を行い、その結果を受けて現状を把握し、全学的な PDCA サイクルが有効に機能しているかを毎年度検証している。さらに、内部質保証システムに関しては、自己点検・評価運営部会が毎年度適切性を点検・評価し、その結果を内部質保証システムの適切性の点検・評価報告書として大学運営会議に提出している（資料 2-21）。大学運営会議は、その報告書をもとに内部質保証システムの適切性・有効性を検証している（資料 2-34）。さらに、必要に応じて外部評価を実施することで、自己点検・評価の客観性を担保するとともに内部質保証システムの適切性を点検・評価し、システムの向上に取り組んでいる。

点検・評価項目②で既述のとおり、本学では 2018 年 4 月に全学的な内部質保証推進責任組織として内部質保証委員会を設置した。その後 2020 年 4 月には内部質保証委員会を廃し、大学運営会議を内部質保証推進責任組織に充てた。この内部質保証推進責任組織の変更に至る過程は、2019 年度の外部評価による指摘に端を発する。外部評価での指摘は、内部質保証委員会と大学運営会議の構成員が同じであるため、内部質保証推進責任組織の実態が見えにくいというものであった（資料 2-35【ウェブ】 p.4）。そこで、2020 年 3 月に関連規程を改正した上で、2020 年度に運用を開始した。

また、2019 年度の自己点検・評価活動において、当時公表していた内部質保証の方針では、本学の内部質保証に関する取組が不明瞭であり、その改正が課題となった（資料 2-35【ウェブ】 pp.2～3）。そこで、内部質保証の方針を 2020 年度に改定したが、それにあわせて、各基準の点検・評価プロセス、及び各種方針の見直しも行った。その後は、点検・評価プロセス、及び各種方針の見直しを毎年行っている。2021 年度は 4 月 27 日の大学運営会議で、点検・評価プロセス及び各種方針の内容を確認し、点検・評価プロセスに関しては修正が必要なものは引き続き検討を続けることとし、各種方針に関しては修正内容を

共有した上で確定した（資料 2-7、資料 2-36、資料 2-37）。各種方針の教職員への周知は、点検・評価項目①で既述したように、改定した内容を含めて説明して共有を行っている。なお、現在大学 Web サイトで公表している方針は、上記の過程を経たものである（資料 2-9【ウェブ】）。

本学では、2020 年度から IR 室を設置しているが、この設置も本学における点検・評価活動による改善の 1 つであった。本学で取り扱う学生の諸情報には、内部質保証委員会（旧内部質保証推進責任組織）作業部会が実施する授業評価アンケート、在学生満足度アンケート、卒業生アンケートの調査・分析結果に加え、各部署で独自に収集・分析し、個別に管理しているものがあつた。しかし、部署間での連携の弱さから、当時の体制では学生に関する諸情報の全学的な保有状況が不明瞭であるという課題があつた。そこで、各部署のデータの保有状況を把握し、有効活用する存在として IR 室を設置した。IR 室の業務は、作業部会から引き継いだ各種アンケートの実施と、各部署が保有する学生に関する諸情報を収集し、必要に応じて収集したデータの統合及び分析を行うことである（資料 2-6 第 3 条）。2021 年度には BI ツール「Tableau」を活用し、データ分析・可視化の試行を開始した。これにより、本学における内部質保証システムの効果的な検証の支援が見込めることとなった。

【有効性や適切性の判断】

以上、2018 年度に新たな内部質保証システムを策定したが、実際に運用する過程において不十分な点が見られた。しかし、内部質保証システムに組み込まれた PDCA サイクルにより問題点を把握し、2020 年度に改善したシステムで運用を開始している。したがって、大学基準協会が定める大学基準を指標として、本学の教育・研究活動を点検・評価し、継続的な改善にむすびつけていく基盤は整備できているといえる。

（2）長所・特色 （意図した成果が見られる（期待できる）事項）

本学は、文学部の単科大学として運営してきたが、2018 年度に社会学部・教育学部の 3 学部体制となり、2021 年度に完成年度を迎える。加えて、2021 年度より新たに国際学部を設置し 4 学部となった。4 学部体制をとっているが、事務局組織については、本学は中小規模大学であるため、学部独立の事務局体制では運営していない。学部独立の事務局がない半面、各部署が学部間で共通しているため、現状の問題点や課題の把握がしやすく、全学的な改善が推進しやすいともいえる。実際、点検・評価項目⑤で既述したように、これまでの内部質保証システムに関する課題は確実に改善できているといえる。

本学では、第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012－2021）」に続き、新たな中長期計画として 2021 年 10 月 13 日に第 2 次中長期プラン「グランドビジョン 130（2022～2031）」の概要を公表している（資料 1-17）。このグランドビジョン 130（2022～2031）と現在の内部質保証システムを有機的に連携させていくことで、大学改革の推進と検証に対しても有効的に機能すると期待できる。

（３）問題点 （改善すべき事項）

本学の内部質保証システムは、自己点検・評価活動、及び、外部評価によって改善をした結果、現段階での問題点はほぼないといえる。ただし、上述のように第２次中期プラン「グランドビジョン 130（2022～2031）」に関しても既存の内部質保証システムで検証が可能なのか、それとも新たな調整が必要であるかは改めて検証する必要がある。2022年度は認証評価の結果を検証の指針として、今後も本学における改善・向上の取組を行う。

（４）全体のまとめ

大谷大学の内部質保証システムは、全学的な体制で機能するようになっており、その方針や責任の所在、全学的な体制の整備に関しては概ね妥当なシステムといえる。長所としても、中小規模大学であるがゆえに全学的な内部質保証の推進が容易であるため、PDCAサイクルを継続的に回すことで安定的な内部質保証システムを確立することが可能といえる。外部評価を2019年度・2020年度に実施したことで客観性も担保しており、本学における内部質保証システムは十分に機能している。

本学における内部質保証システムを有効に機能させるためにも、今後も継続的なPDCAサイクルにより改善を進めるとともに、2022年の大学基準協会による大学評価の受審によって、本学における内部質保証システムの妥当性を更に検証していく。